

60. 全国市議会議長会慶弔規程

昭和 25 年 10 月 5 日 議 決

(中略)

令和 2 年 2 月 5 日 改正議決

第 1 条 全国市議会議長会は、会員相互の親睦を図るため、会員の慶弔に際し、この規程に定める金品を贈る。

第 2 条 会員の慶弔に対して贈呈する金品は次の標準による。

- 1 新たに市が設置された場合、議長室備付の記念品 30,000 円
- 2 市議会庁舎が新築落成した場合、議長室備付の記念品 30,000 円

第 3 条 現職の市議会正副議長が死亡した場合には供花料 30,000 円と会長の弔詞を贈呈する。

第 4 条 前各条に定める外、必要ある場合は会長、副会長の協議により前各条の規定の範囲を超えない程度で慶弔の意を表することができる。

第 5 条 この規程に該当する事件が発生したとき、当該市議会事務局は直ちに会長に連絡しなければならない。

第 6 条 この規程によって処理した事項は、文書により総会に報告しなければならない。

附 則(昭和 25 年 10 月 5 日議決)

この規程は、昭和 25 年度から施行する。

(中略)

附 則(令和 2 年 2 月 5 日改正議決)

- 1 この規程は、令和 2 年 2 月 5 日から施行する。
- 2 令和元年に発生した災害に際しての見舞金については、なお従前の例による。